

第83号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「収納事業」の次に「（自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の収納事業については、なお従前の例による。